

## 宣命の歴史的的位置と日本古代王権

筧 敏 生

はじめに

本居宣長は『統紀歴朝詔詞解』<sup>(1)</sup>「まづとりすべていふ事ども」において、「世にいはゆる宣命は、すなはち古の詔勅にして、上代の詔勅は、此外なかりしを、万の事漢さまにならひ給ふ御世御世となりては、詔勅も、漢文を用ひらるゝこと多くなりて、後の世にいたりては、つひに漢文なる方を、詔書勅書とはいひて、もとよりの皇国言のをば、分て宣命とぞいひならへる」と述べた。和文体から漢文体への詔勅の移行を想定し、宣命こそが古来の和文体詔勅の残すものとみたのである。そして津田左右吉も、「明神御宇日本天皇詔旨」の冒頭句をもつ日本書紀大化元（六四五）年七月丙子条の高句麗・百濟使への漢文詔などを、「其の主要なる部分は漢文としては極めて拙いものである。これらは、当時の記録によつて伝へられてゐた国語の詔勅を、書紀の編者が漢文に書きなほしまたそれを修飾した」と解した。<sup>(2)</sup>和文詔勅が日本書紀編纂時に漢文

に書きかえられたとみたのである。かつて宣命（いわゆる宣命小書体）は、中国の影響を受けた漢文詔書・漢文勅旨出現以前の形態を残すものとして評価されていたといつてよい。ところが近年では、漢字を用いて和語を書きあらわす様式は、日本語の語順にしたがつた素朴な表記が七世紀後半になつてようやくはじまり、のち付属語の音仮名表記をまじえた宣命大書体が創出され、八世紀に至り、助動詞・助詞などを小字で双行に書く宣命小書体が開始されたとの捉えかたが強調されてきている。<sup>(3)</sup>

文体としての宣命体資料には、正倉院文書中の天平二〇（七四八）年「他田日奉部神護解」における「下総国海上郡大領司尔仕奉止申故波」（大日本古文书（編年）三卷一五〇頁。以下、大日古三一―一五〇頁のように略記する）、宝龜二（七七二）年「家屋資財請返解案」の「以前ム甲可親父ム国守補任豆退下支」（大日古六一―一八頁）や、日本三代実録元慶元（八七七）年六月二五日甲午条の「太政官宣久。先皇乃制止<sup>天</sup>之。一紀乎以天来朝乃期止為利」、延喜宮内省式の「宮内省申久。内国今年供奉三宅田合若干町、穫稻若干束、其年

以往古稻若干束、惣若干束。供奉<sup>礼</sup>事乎申給<sup>波</sup>入申」などの事例がある。宣命体という日本語表記様式自体は、公私の文書にしばしばみられるものであった。<sup>(4)</sup>宣命体とは、和文を書きあらわすための表現方法の発展形態にすぎないとの面があり、宣命体資料一般が詔書式と同体でないことは明らかではあるが、他田日奉部直神護の解と、『統紀歴朝詔詞解』の検討対象となった天皇・太上天皇等の宣命とを同一レベルで論じることができないだろう。後者を公式令詔書式が予定する和文体詔書とみて、冒頭句の比較がなされてきたことには一定度の根拠を有するからである。続日本紀に最初にあらわれる文武天皇宣命は、「現御神止大八島国所知天皇<sup>皇</sup>大命<sup>皇</sup>止<sup>皇</sup>詔大命乎」ではじまり、「天皇大命乎諸聞食止詔」で結ばれ、公式令詔書式の予定した体裁にかなうようにもみられる。ところで公式令にのつった詔書・勅旨<sup>(5)</sup>發布を太上天皇に認めることができないことは別に検討しておいた。それゆえ続日本紀にみられる太上天皇宣命に対しては、詔書式とは異なった次元での評価を与える必要がある。そして問題は太上天皇宣命にとどまらず、皇太后の宣命にも留意することにより、天皇宣命にまで、つまり宣命一般の位置づけにまで広がっていかざるをえないだろう。

以上の認識をふまえ、本稿では、ふたつの課題を設定したい。第一に、現存する宣命と、宣命形式が予定されていた公式令詔書との関係の再検討をさまざまな角度から試みることに、第二に、太上天皇・皇太后宣命の存在に注目することにより、古代王権の意志の発現

形態、およびそこに表出するところの王権の構造を考察することである。宣命による君主の意志の発現を公式令詔書式とは違ったものと捉えることで、宣命のもつ独自の位置と、その歴史的背景とを析出したいのである。

## 一 公式令詔書と宣命

公式令1詔書式条集解冒頭部分の古記は、不分明な箇所もあるが、<sup>(6)</sup>詔書は臨時、勅旨は尋常行事と結論づける。かつ詔書の運用上、宣命すべきものは大事となっており、宣命すべきでないものを見ると小事となっていると古記はいう。行為としての宣命を基準とした詔書内部の区分にあたり、「今<sup>檢</sup>可<sup>レ</sup>宣命<sup>一</sup>之事<sup>上</sup>」「論<sup>下</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>宣命<sup>一</sup>之色<sup>上</sup>」の両者を対比しており、八世紀初期段階での詔書作成の実態をふまえているようにもみられる。宣命すべきもの、すべきでないものがすでに定式化されており、検討・論定した結果、それらは大事と小事によって区分されるとの論理構成を古記はとるからである。古記は、詔書は臨時、勅旨は尋常行事とするが、延喜内記式をみると、「節会及尋常詔旨」は内記があらかじめ作っておくとされている(〓内は細字双行、以下同じ)。

凡節会及尋常詔旨者、内記預書(元日賜群臣一宴、及七日叙位賜宴、十六日踏歌、九月九日賜宴、十一月大嘗会等詔旨、当日進參議已上)。正月十四日齋会、四月成選位記、同月任二郡

司一等詔旨、内記前一日付二内侍一奏レ之。内侍執奏了、即時返レ授内記一。内記当日早旦進大臣一。其詞各見二儀式一。但臨時詔勅者、承レ旨即内記作二詔書一。畢納レ筥、令三參議已上若内侍進二於御所一。

節会詔旨の事例としては、元日・七日叙位・踏歌・重陽・新嘗会詔旨があげられ、尋常詔旨としては、正月一四日御齋会・四月成選位記・任郡司がみられる。このうちの四月成選位記については、続紀神龜五（七二八）年三月丁未条に、「制。選叙之日、宣命以前、諸宰相等、出立三庁前一、宣竟就レ座。自レ今以後永為二恒例一」とあるので、成選叙位、すなわち内記式でいう「尋常詔旨」とは宣命されるものであり、八世紀前半から恒例宣命として存在した可能性が強いとするならば、古記が「臨時」という範疇で捉えている詔書、つまり公式令詔書式が予定するところの宣命様式の詔書とは別の次元で、「節会及尋常詔旨」という宣命体詔旨が八世紀の早い段階から存在していたことにならざるをえない。宣命というものを詔書式との一体性で考えることに対して大きな疑問を投げかけるものである。

詔書式条集解穴記は、臨時のものを詔書、尋常のものを勅旨という。詔書中には小事もあり、詔と勅とにおいては大小をいうものではないとの理由による。穴記に付随する「私思」は、詔書式は宣命すべきことのために条文が制定されており、勅旨式は宣命すべきでない案件のために作られているのだから、大小事を限らず、宣命すべきことが詔書であるという。穴記本説の臨時・尋常は考慮されて

いない。穴記問答も、宣命の有無により詔書・勅旨を分類する。朱説は、詔書を「臨時・尋常、大・小事皆約」とし、宣命するものは詔書だと規定する。跡記は、詔書は大事、勅旨は小事とし、臨時のことは勅旨であるとの見解を提示し、勅旨を尋常事とみなす説を「未レ明事」と批評する。臨時・尋常に関しては異質な解釈となっている。なお令義解には、「謂。詔書・勅旨、同是論言。但臨時大事為レ詔、尋常小事為レ勅也。問。臨時小事・尋常大事何。答。檢二諸云一、可二宣命一者必作レ詔。不レ可二宣命一者勅也」とある。公式令詔書式と勅旨式との違いを、臨時大事と尋常小事によって区分しつつも、臨時小事や尋常大事の仮定を媒介として、宣命すべきものは詔をつくり、そうでないものは勅だと結論する。究極的には、宣命するや否やを詔書・勅旨の区分基準とするのである。令義解・令集解諸説では、宣命するか否かに明法家の関心が集中していることを確認できる。

大宝公式令詔書式が養老令のそれとやや異なっていた点については、すでにさまざまな考察がなされてきた。しかし問題とされなくてはならないのは、漢文詔書の出現とあわせ、詔書という公文書の書式、法としての定立過程について揺れがあったことであろう。君主の恣意と国家意志との弁別を企図し、国家意志の定立方式を決めたのが大宝公式令詔書・勅旨式であったが、その運用は試行錯誤的だったと考えられるのである。また集解諸説が、共通して、宣命すべきか否かで詔書・勅旨を、あるいは詔書内部を区分した点からす

るならば、宣命というものと詔書とは同体といえないのではあるまいか。宣命という行為と、それに対応する和語表記方法が既存しており、それとは別個の存在たる詔書式規定との関係のありかたが明作家によって論じられているのだ、と集解諸説の注釈姿勢を理解することもできるからである。つまり、宣命というものがあって、宣命するような案件は詔書式にのっとった公文書が作成されるのだとの注釈だとみなすのである。もしそのように考えることができるならば、さきの延喜内記式とあわせ、詔書と宣命とを区分する視点の重要性をうかがわせる。

他方、西宮記巻一五には「詔書事」「勅書事」「宣命事」の項目が並記されている。巻一三にも詔書・勅書・宣命に関する記載がみられるが簡略である。巻一五の「宣命事」の内容は以下の通りである。<sup>(11)</sup>

#### 宣命事

神社・山陵告文 〔応和三年三月廿四日、大納言源卿以蔵人棟世被申云、奉造山陵宣命趣被仰了。新薬師寺七仏薬師堂、即聖武天皇御願也。去年八月為大風顛倒。可令修造之状、可載宣命者。凡触事其趣不見也〕、立太子并皇后以上、任大臣、節会、任僧綱、任比叡座主、及葬家告文等之類也。

上卿奉勅、仰内記令作之。先上卿進御所奏草案文〔例宣命不奏草〕、次奏正文了。其宣制之儀、触事各異。仍不縷記。

故宇多院法皇、被内裏御賀之日、侍従所饗之時、有彼院宣命之文。其宣制之儀未詳。又以中納言源朝臣是忠、被賜親王号之日、有宣命文〔近代直下中務〕。

宣命は、神社や山陵への告文、立太子、立后、任大臣、節会、任僧綱、任天台座主、および葬家への告文に用いられる。作成の次第は、上卿が奉勅し、内記に作らせる。延喜内記式でいうところの節会・尋常詔旨を指すらしい「例ノ宣命」を除き、宣命草案が奏上され、ついで正文が奏される。宣制儀はそれぞれの宣命によって異なる。たとえば、山陵・神社告文は派遣される勅使が読み、任大臣宣命は参議が読み、任僧綱宣命の宣告者は少弁以上の大夫から少納言へと変化したなどの諸類型を示すと考えられる。宣命は、天皇(↓蔵人)↓上卿↓内記の伝達経路を経て作成され、ついで上卿が草案文・正文を天皇に奏上し、確認を得たのち、宣制担当者に宣命文が渡されるといえるのである。そして宣制により施行は完了する。

これに比して、漢文詔書を示す西宮記「詔書事」では、改元・改錢・赦令等に用いられるとしたうえで、「但臨時大事為詔、尋常小事為勅也」と公式令義解の解釈を引く。詔書の手続きは、次のようである。上卿が奉勅し、内記に作らせ、御画日が終わると中務省の輔もしくは丞が受けとり、一通が写され、外記に渡される。外記は、大臣以下の位姓などを書す。内印の踏印や副署が終了すると大納言が覆奏し、御画可があり、それが外記に伝達され、施行に回される。さらに内記不参の場合は「博士弁」に作らせるむねを記載

するが、卷一五での詔書作成・施行の様態は、養老公式令詔書式が予定した形態にほぼ一致すると思われる。さらに「勅書事」によれば、勅書は、上卿が奉勅し内記に勅書を作らせ、御所に就いて奏聞し、「御画」（御画可ではなく御画日だろう）を経て、中務の輔もしくは丞に給い、中務省は正文を再び内侍所に付して奏聞する。返したまわり、それを中務省に留め、一通を写して弁官に送付し、官符を作成させ施行する。大臣以下議政官の署名や大納言の覆奏はなく、中務省の主導的役割の存在など、詔書とは異なる部分が多いが、上卿から内記へ、そこから中務官人へという動き、御画日の存在など、詔書と似た面も多い。西宮記の漢文詔書発給手続きは、養老公式令詔書式に近いといえるが、勅書は養老令勅旨式とは異質である。九条年中行事・小野宮年中行事には、ともに「御画事」なる項目があり、詔書・勅書・勅符には画日があり、詔書・勅書の覆奏文には画可があると規定する。詔書と勅書との近い関係を示す。臨時大事は詔、尋常小事は勅という「詔書事」項に付された義解文には、西宮記においては、漢文公文書としてほぼ似た定立過程をたどる詔書と勅書との相違を際立たせることが期待されたのかもしれない。令義解制定段階とは異なった意味づけがなされていると思われる。

北山抄卷六での宣命は、次のようなものである。宣命は神社・山陵への告文、皇后冊立、立太子、任大臣、節会、任僧綱、任天台座主、喪家への告文等の場合になされる。西宮記での例示と同様である。そして奏覧儀も詔書に同じであり、「別無宣命式」とある。

宣命の歴史的位置と日本古代王権(見)

注目されるのは、「詔書之可宣命謂之宣命云々。但無御画」。依レ不レ可レ為レ後檢也である。のちに検ずる必要がないから「御画」はないというのである。宣命の作成過程は示されていないが、「詔書事」の項には、「上卿奉レ勅、仰レ内記令レ草レ之。即令レ齋内記、就御所令レ奏。返給、令レ清書之」「又參上令レ奏聞、御画日」とある。「宣命事」の項に「奏覧儀同詔書」とあったから、「無御画」の点を除き、宣命の作成過程は漢文詔書と同様であったとみてよい。また「後檢ヲ為スベカラザルニ依ルナリ」の注記からすれば、宣命は読みあげられることで任務を終えることが明示されているといつてよい。

古代国家の公文書制度の到達点を示す文例集といえる朝野群載には、詩文をも含むものの、実例や雛形が多数収められ、卷一二には「詔」「勅」「勅符（飛駟勅符）」「宣命」の文例が掲出される。詔の事例として朔旦冬至・聖体不<sub>レ</sub>予・贈太政大臣が並び、朔旦冬至詔の施行文言に「詔書如<sub>レ</sub>右。請、奉<sub>レ</sub>勅付<sub>レ</sub>外施行。謹言」とある。ここでいう詔とは漢文詔書である。勅の例は、右大臣贈位勅と右大臣上表勅答が掲げられ、前者の施行文言には、「勅書如<sub>レ</sub>右。請、奉<sub>レ</sub>勅付<sub>レ</sub>外施行。謹言」とある。ちなみに養老公式令勅旨条は、「奉<sub>レ</sub>勅旨如<sub>レ</sub>右。符到奉行」であった。これと比べると、朝野群載の勅書末尾は詔書のそれと同じであり、漢文公文書としての共通性を有する。勅符は、出羽国宛ての討賊夷勅符、および新羅賊勅符であり、軍事関係に限られる。これら詔書・勅書・勅符と並列され

るかたちで、宣命の文例が多数収載される。①元旦宣命・②七日叙位宣命・③白馬節会宣命・④御齋会宣命・⑤踏歌宣命・⑥石清水臨時祭宣命・⑦平野祭宣命などの四一事例である。朝野群載は、三善為康の自序では永久四(一一一六)年の編とされる。その後の増補もあるが、増補の事実自体、生きた文例集としての価値の保持をものがたっている。四一個の宣命中には、③嘉承二(一一〇七)年七月一九日の太上天皇(白河)による撰政宣命もあるが、他は恒例行事を中心とする天皇の宣命である。③がことさらに「太上天皇乃詔久」とする以上、そうでない他の四〇例は、天皇のものとするべきだろう。西宮記の「宣命事」によれば、宣命をなすのは、神社や山陵への告文、立太子、皇后冊立、任大臣、節会、任僧綱、任比叡屋主、葬家への告文等であった。朝野群載でも神社・山陵関係が多く、立太子、立后、任大臣、任僧綱、任天台座主等も共通している。

以上の検討によれば、儀式書や朝野群載という詔書と勅書との違いは、養老公式令における詔書式・勅旨式間の距離の大きさに比べるときわめて小さい。中務官人の主導性の点で勅書は公式令勅旨に近く、議政官以下の署名や大納言の覆奏という点で漢文詔書は公式令詔書に近似する。しかし九条年中行事・小野宮年中行事は、詔書・勅書ともに御画日・御画可を想定していた。公式令とは大きな隔りがある。そして儀式書での勅書・詔書間にさしたる違いがないことは、公式令詔書と儀式書という詔書の両者が異なった位相のものに存在したことを示す。さらに漢文詔書の八世紀段階からの登場

も含め、詔書のありかたの不安定さからすれば、公式令詔書式に依拠して、いわゆる宣命を説明しなくともよいことになるのではあるまいか。榊木謙周は、九世紀以降に詔書と宣命の分離を措定したが、分離と評価するのではなく、そもそも異なったものではないかとものである。公式令の公文書体系は、官司間の所管―被管関係、官司内の官職階等制を前提とする。こういった官司の姿の出現は、大宝律令成立を画期とした。蔵人所成立に結果する複雑な律令官制の運動は、官司制を前提とする公文書制度もまた錯雑した変転過程をたどっただろうことを推測させる。大宝令符式の付属規定たる勅符が養老令で削除されたことも、大宝公式令の未熟さ、八世紀における公文書制度の不確定性を裏づけるものといえるだろう。

## 二 八世紀の宣命

榊木謙周は、宣命に関して次のような歴史的展開を想定した。八世紀には多様な宣命が出されていたが、九世紀以降整理され、詔・勅・宣命の三形態に定着したというものである。しかし榊木は、統紀以外の史料にみられる宣命などをもとに、年中行事の宣命は初例であつても統紀には掲載されなかつた可能性や、統紀に漢文で記されていても本来宣命体であつたらしいものの存在に論及している。これは、注(7)で触れた新日本古典文学大系『続日本紀』補注に先行するが、宣命は公式令詔書だとの榊木自身の前提と齟齬するも

のである。年中行事宣命など尋常詔旨が公式令詔書式規定により定立されるものでないのならば、詔書と宣命との関係は、大宝令成立当初段階から別個に扱われなければならない。この章では宣命の歴史的な性格に関して考察したい。

続日本紀宣命をみると、「今勅久」ではじまるものがあるが、詔書式での冒頭語句五形式の体裁に不適合である。たとえば天平神護元（七六五）年閏一〇月庚寅の宣命（第三六詔）は、道鏡を太政大臣禪師に任じたものである。しかし「今勅久」云々の冒頭語句は、恒例の宣命、たとえば季禄支給時の宣命（延喜太政官式）にもみられる。

凡諸司春夏祿及皇親時服者（中略）弁大夫宣命。其辞曰、今宣久、常毛給布春夏祿給登久宣（下略）。

第三六詔は恒例儀式宣命とはいいがたいが、「今勅久」の冒頭句からするならば、これをただちに公式令詔書式に則して理解することの問題性を示している。任大臣が儀式書においても宣命項目のひとつとして掲げられていたことが参考になる。八世紀半ばにおいて、任大臣宣命が詔書とは独立して存在していたことも推定可能だからである。また春秋季祿の宣命が、そのたびごとに詔書の定立様式にしたがって作成されるとは考えられない。次の延喜宮内省式も同様である。

凡正月十六日、於省庁給男女饗。丞宣命。其詞曰、今宣久、常毛給大食給登久宣。

宣命の歴史的的位置と日本古代王権（見）

式文の「省庁」とは宮内省庁であるが、正月一六日の踏歌節会における饗宴での宣命が、複雑な公式令詔書発布手続きによって作成され、読みあげられたとは考えにくい。

ついで同様な性格をもつ任僧綱宣命・任郡領宣命・叙位宣命・節会宣命を素材として、儀式的な宣命の八世紀における実態をみていきたい。まず延喜太政官式には、次のような僧綱任命関係規定がみられる。

凡任僧綱者、弁官預仰式部・治部等省。其日遣勅使参議（賜宣命文）、及少納言・弁・式部輔・治部輔・玄蕃頭等各一人、共向僧綱所（僧綱所預設座）。勅使以宣命文授少納言、少納言受而就座。宣制訖勅使以下還歸（下略）。そしてその宣命文自体は、延喜玄蕃寮式に次のものがある。

凡任僧綱者、必簡其人、奉勅定之（中略）。其詞曰、天皇我詔旨登法師等左閉勅命乎白、大僧都登在須某法師乎登正尔任賜事乎白左閉詔勅命乎白（臨時随事有詞）。訖衆僧俱称唯（下略）。

早川庄八は、大宝令施行以後はじめておこなわれた大宝二（七〇二）年の僧綱任命儀式に注目し、八世紀初頭における弁官主導の儀式から、延喜式にみられるような、参議・少納言（狭義の太政官）主導の儀式への変化を指摘した。<sup>19</sup>しかし僧綱への任命を本人に知らせる公文書は俗官と同じく存在せず、衆僧に対して宣告することで任僧綱が確認された点は変らなかつたとみている。その告知の表現

様式は宣命であつた。統紀大宝二年正月癸巳条には、「詔。以智淵法師為僧正、善住法師為大僧都、弁照法師為少僧都、僧照法師為三律師」と漢文表記されているが、僧尼令14任僧綱条集解の令釈に引用され、早川が八世紀初頭の任僧綱儀復原の材料とした大宝二年正月二三日太政官処分には、「少弁以上大夫宣命」となっており、統紀での現状は先掲のごとく宣命体ではないが、延喜玄蕃寮式などのようなかたちであつたと推測できるからである。任僧綱宣命は、延喜式の割注にあるように、そのときどきに應じて表現が可変的であつたが、宣命の中核的部分は、誰それを某僧官に任ずるといふことであり、被任命者の名とその人物が任じられる官名とを置換すればよいものである。<sup>20</sup> また選考過程において天皇や議政官の間で論議がなされればよく(「必簡其人、奉勅定之」、決定後に詔書式にのっとり宣命体文書が作成され、大臣以下の副署をとる必要はないのではあるまいか。

郡領任命宣命に関する規定は、延喜式部省式にみることができ。凡於「朝廷」宣命者、群官降座立「堂前庭」(謂「成選授位并任」郡司、及臨時宣詔之類)。事見「儀式」。

早川庄八は、続日本紀文武二(六九八)年三月庚午条の読みなおしを試み、郡司(評造)任命にあつたので、国司(国宰)・郡司(評造)への詔のことが自身が記録されたものとの評価を与えた。<sup>21</sup> すなわち、「任「諸国郡司」。因詔。諸国司等、銓擬郡司、勿有偏党。郡司居任、必須如法。自今以後、不違越」を、「諸国

の郡司を任けたまふ。因て詔したまはく。諸国司等は、郡司を銓擬せむに、偏党有らむこと勿れ。郡司は任に居たらむに、必ず法の如くにすべし。今より以後は違越せざれ」とのたまふ」と読みくだし、この日、評造任命の儀式があつて、いならば国宰・評造に対して、宣命体であつたか否かは保留しつつも口頭で宣布されたものと考えたのである。国司・郡司など大宝令以降の用語が使用され、この庚午条の「因詔」以下の部分に改変の手が加わっていることはまちがいない。しかし評造任命の発表は、いかなる表現様式であつたにせよ、律令官職通有の様式にしたがい、口頭で評造候補者に宣告されたことはたしかであろう。貞観太政官式の逸文に「凡授「成選位記」、并補「任郡司」、内記進「宣命文」。外記直進請「其文」、授「宣命大夫」。宣命畢、選人・任人稱唯、再拜舞蹈(事見「儀式」)」がある。宣命の作成・伝達のしかたに八世紀段階からの変更があつたかもしれないが、貞観式以前から、さらに八世紀においても「補任郡司」のための宣命が宣告されていたと考えられる。そして宣命文自体についていえば、ことさら議政官の審議を経る性質のものは考えがたい。というのも、郡領は二度にわたる試験を通過したうえで、天皇に任官が奏上される奏任官だからである。そうとするならば、任郡領宣命もまた、詔書式の子定する宣命体公文書には必ずしも適格的ではないのではあるまいか。延喜太政官式には出雲国造に関して、「凡出雲国造、国司依例銓擬言上。即於「太政官」補任、如「任「諸国郡司」儀」。宣命及叙位並如「常儀」(下略)」がある。



この式文もどこまで遡及できるかは問題を残すが、任郡領宣命のありかたが出雲国造任命宣命の前提とされていることが窺知できるのは貴重である。出雲国造任命儀式は、八世紀初頭にはすでにみられるからである。任郡領宣命（ないしその前身）は、それよりも遡及する可能性が高い。

慶雲四（七〇七）年二月甲午条の「天皇御大極殿、詔授成選人等位」、和銅四（七一）年四月壬午条の「詔叙文武百寮成選者位」、靈龜元（七一五）年四月丙子条の「詔叙成選人等位」等は、続日本紀にみられる成選叙位記事であるが、これらでいう「詔」とは、続紀神龜五（七二八）年三月丁未条の「制。選叙之日、宣命以前、諸宰相等、出立三庁前、宣竟就座。自今以後、永為恒例」の「宣命」に対応するものである。成選叙位宣命の実例は、三代実録貞觀元（八五九）年四月一五日庚子条にみられる。<sup>23)</sup>

勅旨止宣大命乎衆聞食止宣。天安二年成選人等亦其仕奉状乃随尔冠位上賜比治賜止宣大命乎衆聞食止宣。

成選叙位においては、考・選がなされ、宣命作成以前段階で審査は終了している。それゆえ公式令詔書式の定立様式にのつとつた複雑な手続きがなされ、御画日・御画可や署名によって天皇と議政官とのあいだでの意志の確認が、つまり国家意志への昇華がおこなわれる必要性はあるのだろうか。さらに節会宣命についていえば、先掲延喜内記式に、成選叙位・任郡領などを示す尋常宣命と並記されていたが、節会にあたっての宣命に公式令詔書式のような議政官の

副署が必須とは想定しがたい。毎年同じようなものがあらかじめ準備されるからである。

いくつかの事例をもとに、八世紀のはじめころから、すでに恒例儀式宣命は存在したであろうこと、かつそれらが「詔旨」と呼称されていたにもかかわらず、公式令詔書式にのつとり、毎回法として定立されたとはみなしがたいことを確認できたと考える。前掲延喜内記式文の骨格が弘仁式に遡り、さらに八世紀の状況をあらわすだろうことを別の角度から検討してみたのである。なお東野治之は、続日本紀祥瑞記事等が参照する熊氏瑞応などが、類書からの孫引きではなく、顧野王撰符瑞図からの引用であることを指摘し、さらに平安期にはこの顧野王撰符瑞図があらわれなくなり、唐代の類書がとつてかわることを明らかにした。<sup>24)</sup> そうであるならば、九世紀以降の内裏式や儀式における祥瑞関係記載、たとえば内裏式上巻の元正受群臣朝賀式并会での奏瑞文言、「奏曰。治部卿位姓名等申久、某官位姓名等我所申某物。顧野王我符瑞図曰云々、孫氏我瑞応図曰云々止云利。（中略）恐美恐美毛奏給久止奏」にみられるように、ひきつづき顧野王の符瑞図が登場するのは、この儀式次第の文例成立が古いことを示すのであろう。貞観儀式の補訂されたものとみられる現存儀式の巻六にある元正受朝賀儀にもほぼ同文が引載されるが、これらの宣命体資料が八世紀にすでに定型化されたものであり、儀式のたぎりに作成されるものではなかったことがいえるのである。それゆえ、先掲内裏式文の少しあとにみられる次の宣命もまた、八世

紀に定式化されていたものとみることができる。

奏瑞者復二本列<sup>一</sup>。訖乃宣制曰。明神止御。大八洲。日本根子天  
皇我詔旨<sup>止</sup>良万<sup>宣</sup>不<sup>大</sup>命乎衆聞食与止宣。王公百官称唯再拜。訖更

宣云。供奉親王等、王等、臣等、百官人等、天下百姓衆諸、新

年乃新月乃新日爾与<sup>二</sup>天地<sup>二</sup>共爾万福乎平久長久受賜礼止勅不<sup>三</sup>天皇我

詔旨乎衆諸聞食与止宣。王公百官共称唯再拜(下略)。

この元日朝賀宣命も、公式令詔書式により毎年朝賀儀ごとに作られるものとは考えられないのである。公式令詔書式が予定する君主の意志発現とは異なる次元での宣命を八世紀に想定するためのひとつの支証となろう。そしてこの元日朝賀宣命が、延喜内記式いうところの「節会及尋常詔旨」の割注にある「元日賜群臣宴」宣命の前段階儀式の宣命であることにも留意しておきたい。

八世紀における宣命の検討によって、儀式書・延喜式にみられる宣命が、八世紀段階からすでに詔書とは別の枠組みで存在していたらしいことを指摘できたものと思う。それゆえ統紀宣命一般と、宣命体が予定された公式令詔書との関係をひとまず断ち切る必要がある。詔書とはズレをもちつつ、というよりも別個に宣命が八世紀には存在していたと考えるのである。そうすることによってのみ、後述の、八世紀の太上天皇が発した宣命体による意志発現の特異性を明確化できるであろう。統紀宣命は、公式令詔書そのものではなく、それとは独立した日本古代王権の意志の発現様式としての直接的な語りかけ<sup>(25)</sup>だったと考えるのである。宣命の表記法は、日本語学の成

果がいうように新しいものであるが、七世紀以前の、大王による意志の発出形態としての和語による直接的な語りかけの存在を想定しなければならぬ。直接的な語りかけの前提条件としては、伴造一部民制下における大王と諸豪族・集団との一対一の対応関係の存在があり、そういった王権と豪族との関係にもとづくものであろう。

こういった語りかけは、本人自身がおこなってもよいし、媒介者があってもよい。意志の主体の「宣言」の体裁をとり、そのように臣下に認識されればよいのである。この直接的な語りかけをもとにして、唐の制書を継受した大宝令詔書式は、議政官の副署制をくみこみながら国家意志定立の最高様式として採用したが、その表現能力の未熟さ等により、公文書様式としては漢文体へすぐさま転換せざるをえなかった。それが勅旨にも影響を与え、儀式書にみられる漢文詔書・漢文勅書の様式を生み出したのであろう。儀式書において詔書と宣命とが区別して記載されていることは、儀式的なものが宣命へと固着したことを示すのではなく、詔書と宣命との違いが自覚的に記述されたということなのである。宣命体(大書体・小書体)という和語表現様式は、大宝公式令詔書式成立過程において作りあげられたものであろう。王権の直接的な語りかけの法制度上の後身たる詔書式は、ごく初期においては宣命体として発布されたことも考えられるが、続日本紀にみられる宣命全般についていえば、これらが詔書式にもとづき定立されたものとはいえない。統紀宣命中に冒頭語句等が詔書式のそれに近似するものがあるのは、直接的な

語りかけが国家意志定立の最高様式として採用され、かつ同時に文  
体としての宣命体が形成されたとの事情の反映であろう。逆に直接  
的な語りかけが詔書式の影響を蒙ったのである。また宣命がつねに  
詔書との関係で令集解諸説や儀式書において言及されるのも、和文  
体としての公式令詔書式が成立したことから派生した問題といえよ  
う。

なお、儀式的な局面にのみ宣命が残っていくのではけっしてない。  
九世紀における承和の変時の宣命（『統日本後紀承和九年七月乙卯  
条』）は、具体的に罪を問い、かつそれを支配層に宣告することで確  
認し、今後の反逆を未然に防ごうとするものであった。こういった  
変乱時における宣命は、奈良麻呂の乱、仲麻呂の乱、葉子の変と一  
貫して出現する。承和の変ののちの応天門の変時にも宣命が発せら  
れた。日本三代実録貞観八（八六六）年九月二日甲子条の記事で  
ある。公卿が太政官曹司庁に就き、文武百官と会して宣制があり、  
事件の経過と、伴善男らの斬罪を一等減じて遠流とすることが示さ  
れている。支配層内部での闘争においては、公卿・百官人を集合さ  
せ、宣命のかたちで事実経過を確認し、再発防止が企図されたので  
ある。外交使節の応接時における宣命も、そのときどきの状況にあ  
わせてつづつ宣告される。これら変乱時の宣命、外国使節への宣命は、  
節会宣命や儀式的な恒例宣命と異なるものである。しかしこれらも  
また、八世紀以来、漢文体詔書とは別の枠組みで存在しつづけた宣  
命としての共通性を有するだろう。変乱時の宣命や外国使節への宣

命は、直接的な語りかけを原点とする宣命の特質を典型的にあらわ  
すものである。そしてこれらもまた、仲麻呂の乱時における孝謙太  
上天皇の宣命にあらわされるように、詔書式にもとづくような性質  
のものではないとみられるのである。

### 三 太上天皇宣命論

『統紀歴朝詔詞解』でいう「詔詞」には太上天皇・皇太后の宣命  
が含まれている。ここでは、これまでの研究動向に即しながら、統  
紀宣命の性格、特に太上天皇のそれについて考えていきたい。本居  
宣長によって通番を付された宣命のうち、第一〇詔は元正太上天皇、  
第一五詔は聖武太上天皇、<sup>(27)</sup> 第一七・一八詔は光明皇太后、第二六  
二九詔は孝謙太上天皇の宣命である。太上天皇・皇太后の宣命を、  
公式令詔書とどのように関わらせて本居宣長が考えていたのかは不  
明だが、倉野憲司『統日本紀宣命』、御巫清男『宣命詳釈』、金子武  
雄『統日本紀宣命講』、北川和秀『統日本紀宣命 校本・総索引』  
も宣長と同様の配列をおこない、太上天皇・皇太后の宣命も収載す  
る。<sup>(28)</sup> これらの著作は、文体としての宣命体で記された資料を検討対  
象とするのだから、天皇・太上天皇・皇太后のそれを、あえて分け  
ないのだと了解できるが、この中で金子武雄が公式令と関連づけて  
考察する点が注目される。統紀宣命冒頭語句を分類し、「風変りな  
もの」、「詔書式に何らの規定の無いものも甚だ多く見られる」とい

う。そのうえで、宣命の主体は「本来は天皇であらせられる筈」であり、厳密に考えるならば、皇太后・太上天皇の宣命は「何れもその範囲に入らないものではある」が、「古来、かやうのものをもやはり宣命と呼んでゐる」と述べ、公式令の原則と現実との矛盾に疑問を提出しつつも、それ以上の追究をしてはいない。宣命研究の立場からは、詔書式を文体としての宣命とみなすけれども、逆に続日本紀等にあらわれる宣命が、公式令いうところの詔書であるのか否かについてははっきりとした論及はみられないことがわかる。

公式令詔書式を検討する側では、たとえば日本思想大系『律令』（公式令補注1a）は、「詔書は、漢文で書かれる場合といわゆる宣命体で書かれる場合とがある」とし、漢文体の様式として延喜中務省式ものを指示する。さらに養老公式令詔書式冒頭語句の五形式、つまり「明神御宇日本天皇詔旨」「明神御宇天皇詔旨」「明神御大八州天皇詔旨」「天皇詔旨」「詔旨」の五つを、続紀宣命冒頭語句と比較しているが、続紀宣命が詔書と同体であるのか否かについて断じてはいない。新日本古典文学大系『続日本紀』一（補注1—1—1）も、詔書式冒頭表記五形式と続紀宣命の冒頭語句とを比較し、「詔書式条の書様と一致するものはむしろ少ない」とするが、不一致を説くこと自体、宣命を詔書式に則して理解しようとするものである。ただし、さきに言及した同『続日本紀』一（補注1—1—1）には、①「宣命のほぼ全文が知られる最古の例は、文武元年八月の第一詔であるが、それ以前も口頭で宣布したり、伝誦したりしたものがあ

ったであろう」、②続紀掲載宣命が宣命のすべてではなく、「叙位・任官・僧綱任命などの日常的な儀式・政務」における宣命は、恒例行事を詳しくは記述しないとの編纂方針により掲載されなかったのだとの指摘があった。こういった見方は、「浄御原公式令」、ひいては詔書・勅旨など定式化された公文書の大宝令前における存在の不確かさからするならば、公式令詔書式が予定する宣命様公文書と現存宣命とを区別して考えようとするものとして評価できる。

詔書と続紀宣命との関係についての榊木謙周の捉えかたは次のようである。宣命は二、三の例外を除いて「詔シテ曰ク」とされているから、続紀編者は宣命を詔と認識していた。また、宣命の内容（の一部）が同趣旨の漢文詔勅として出されている。それは、宣命のみでは独立した法令的效果を期待できないからであり、宣命は文書の独立形態ではなく、詔（詔書）に包摂されたものとして存在する。それが九世紀に変化を遂げ、詔書・勅書・宣命の三形態に定着したと榊木は総括したのである。続紀宣命の実態と儀式書における宣命とを、公式令と整合的に理解しようとする試みであった。榊木いうところの、九世紀における変化を想定しにくいことは前章においても検討したが、榊木においても、命令を発する主体を「天皇（或は太上天皇）」とし、太上天皇宣命に注目してはいるものの、太上天皇や皇太后の宣命が詔書式といかなる関係を有するのかについて明示してはいない。宣命の、宣するといふ行為の主体に注目した<sup>30)</sup>小林敏男や、詔書が施行されるためには「詔書（宣命体）↓勅旨

(漢文体) ↓「官符」の流れが必要であったと大平聡も、詔書式が宣命体であることは明確であるが、太上天皇のものも含め、逆に統紀等の宣命が詔書式により作成・発布されたものであるかどうかは必ずしも明らかでない。森田悌は、読みあげれば完結する宣命(非公式令詔書式条詔書)と、外へ施行され、立法・処分を内容とする宣命(公式令詔書式条詔書)に分けている。しかし太上天皇や皇太后の宣命を「非公式令」と評しえたとしても、この「非公式令」宣命の中には天皇宣命も包摂されてしまい、統紀宣命全般をどのように位置づけるかについて課題を残すだろう。その他、詔書式と統紀宣命を論じるものについて<sup>(33)</sup>も、両者の関係がすでに決着ずみというわけではない。研究史における、詔書と宣命とを関連づけようとする視点にこそ問題があることは、ここまでの具体的検討でくりかえし述べてきたところである。

大宝・養老公式令詔書式と唐の公式令制書式との比較は、現在も検討が続けられている。詔書式が唐の制書式を継受したものであることはたしかであり、かつ中国の制書は、読みあげられ臣下に告知されるものでもあった。<sup>(34)</sup> 宣読するものとしての制書、それは中国では当然漢文であったが、日本ではそれを和語に適合的なかたちに改変している。唐の制書から日本の詔書への大きな転換であるが、唐令と日本令のそれぞれの制書式、詔書式は、各々の言語に応じた形態を採用しているのである。究明が求められるのは、大宝・養老公式令が和文体詔書を構想したにもかかわらず、漢文体詔書がなぜ早

宣命の歴史的位位置と日本古代王権(寛)

い段階に登場するからである。しかし日本語を表記する方法が、漢文的なものから徐々に発達し、宣命小書体へと発展を遂げたとするならば、漢文体詔書は大宝令制定後にはじめて登場したのではなく、中国との交流の中で旧来より知悉されていた、なじみ深い文書様式として存在していたのではなかったか。

宣命体詔書式から漢文体詔書式への方針転換が思いのほか早く、かつ順調だったとみなしたうえで、統日本紀所載宣命の性格を考えるに際して見逃せないのが、「詔」と表記される皇太后宣命である。統紀天平宝字元(七五七)年七月戊辰・己酉条のものである。

#### 戊辰条

皇太后詔曰。汝多諸者吾近姪奈。又堅子卿等者天皇大命以

汝多知 召而屢詔久。朕後尔太后尔能仕奉利助奉止詔伎。又大伴・

佐伯宿祢等波自遠天皇御世、内乃兵止為而仕奉来。又大伴宿祢

等波吾族尔在。諸同心尔為而皇朝乎助仕奉幸時尔如是醜事者聞自

汝多知 不能尔依志如是是在良。諸以明清心皇朝乎助仕奉止宣。

#### 己酉条

伝太后詔一宣曰。塩焼等五人乎人告謀反。汝等為吾近人。一毛

吾乎可怨事者不所念。汝等乎皇朝者已高治賜乎何乎怨岐所止志然

將為。不有奈母所念。是以、汝等罪者免賜。今往前然莫為止宣。

この両宣命は橘奈良麻呂の乱に関わるものである。戊辰条の宣命は、臣下に対して「家々」「門々」の「祖名」を失わないよう仕奉することを求めた孝謙天皇の宣命をふまえたもので、右大臣以下を召し

入れて、大伴・佐伯氏の歴史をも参照しながら、光明皇太后が注意を喚起したものである。己酉条の宣命は、左衛士府に監禁された小野東人の尋問記載のちに、藤原仲麻呂が塩焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂を召し、皇太后の意志を伝えたものである。一見して明らかのように、天皇宣命・太上天皇宣命とは異なつて、冒頭句・末尾句ともに明確ではないが、続紀はこれらをも「詔」と認定するのである。これら皇太后宣命は「詔」と呼称されており、文体上からも令旨ではありえないが、皇太后の詔書は想定不能なのだから、逆にいえば、文体としての宣命体であることをもつて、太上天皇宣命やさらに天皇宣命を詔書とみる必要性もないことになろう。この事実からしても、続紀宣命を詔書との関係ではなく、宣命それ自体として捉えなければならぬのである。ただし皇太后の宣命が天皇・太上天皇の宣命と体裁を大きく異にしているのは、次のような事情によるのだろう。太上天皇権力が、前君主の権力として天皇権との関係に曖昧さを有していたのに対し、皇太后ないし皇后としての権力の大きさ<sup>(35)</sup>は、ある特定の条件下でのみ君主位に即きうるというような限定的、かつ潜在的なものにとどまっていたことである。

さて、七世紀以前の大王による直接的な語りかけの系譜をひき、八世紀においては、前君主(太上天皇)、君主(天皇)、君主になりうるもの(皇后)の意志を發出する様式であった宣命は、その後いかなる歴史をたどるのであろうか。朝野群載卷一二の内記の項に、

「撰政宣命」の例として次の宣命が掲記されている。

太上天皇乃詔久。関白右大臣藤原朝臣波輔導年久之夏、為朝重臣<sup>二</sup>利<sup>一</sup>。見<sup>二</sup>其誠心<sup>一</sup>仁、幼主遠寄託之都<sup>倍志</sup>。然則皇太子、天日嗣遠承伝賜<sup>比天</sup>、未<sup>レ</sup>親<sup>二</sup>方機<sup>一</sup>之間、保<sup>二</sup>輔幼主<sup>一</sup>天撰<sup>二</sup>行政事<sup>一</sup>古止<sup>世牟</sup>、一如<sup>二</sup>忠仁公故事<sup>一</sup>世与止詔御命遠衆聞食止宣。

嘉承二年七月十九日

上卿民部卿

嘉承二(一一〇七)年七月、堀河天皇が死去し、宗仁親王(鳥羽天皇)が即位した。ここでいう太上天皇は白河太上天皇である。藤原忠平の頃から、幼帝即位時に讓位詔の中で撰政設置が宣言されるようになったのが撰政宣命である。讓位する天皇が、新天皇の撰政を任じ、天子の政を撰行すべきことを命ずるのである。ところが堀河の死去時には特別な事情があった。殿曆の嘉承二年七月一九日条に以下の記事がある。

(a)民部卿・新藤中納言宗忠卿量<sup>二</sup>宣命趣<sup>一</sup>。只蒙<sup>二</sup>上皇仰<sup>一</sup>之由可<sup>二</sup>書載<sup>一</sup>也。仍召<sup>二</sup>大内記敦光<sup>一</sup>尋<sup>二</sup>先例<sup>一</sup>之処、無<sup>レ</sup>所見<sup>一</sup>之由所<sup>レ</sup>申也。雖<sup>レ</sup>然人々示云、世間作法極有<sup>レ</sup>恐、仍只上皇仰有<sup>二</sup>何難<sup>一</sup>哉。

(b)又難者云、准<sup>二</sup>擬讓<sup>一</sup>者宣命文不<sup>レ</sup>叶。先帝仰由可<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>其文<sup>一</sup>。而上皇仰由見<sup>二</sup>宣命之文<sup>一</sup>、先後相違者尤可<sup>レ</sup>然。雖<sup>レ</sup>然情思量<sup>二</sup>先帝已崩<sup>一</sup>了。而東宮御季父公実卿有<sup>二</sup>其思<sup>一</sup>由風聞。然者槩蒙<sup>二</sup>上皇仰<sup>一</sup>。何<sup>レ</sup>乍<sup>レ</sup>置<sup>二</sup>上皇仰<sup>一</sup>、先帝仰之由可<sup>レ</sup>載<sup>二</sup>宣命<sup>一</sup>哉。

恐<sub>レ</sub>政<sub>ニ</sub>新帝仰事<sub>一</sub>。而不<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>此由<sub>一</sub>人々難<sub>レ</sub>之、極愚事。<sup>(改カ)</sup>

堀河天皇死去にあたり、讓位形式を採用して新帝鳥羽の即位が決  
定され、摂政宣命については大納言民部卿源俊明と権中納言藤原宗  
忠がとりはからった。それは、白河上皇の仰せを蒙ったむねを宣命  
に載せるというものであった。よって内記に先例を調べさせたが典  
拠はなかった。しかし公卿たちは、これまでのやりかたに抵触する  
部分もあるけれども、なお上皇の仰せを宣命に載せることにいかな  
る難点があるかと述べた。本来は讓位する天皇が発するべき  
だが、この際は上皇でも問題ないというのが公卿たちの意見であっ  
たらしい。ところが難じるものがあつた。讓位になぞらえ擬するの  
ならば宣命文が対応しない。堀河前帝の仰せを載せるべきである。  
それなのに白河上皇の仰せであるとの宣命文を書くのは、讓位にな  
ぞらえるという前提と矛盾するという批難であつた。これらをふま  
えたうえで、殿曆の記主であり、かつこのとき摂政に任じられた藤  
原忠実が、たしかにその通りと認めつつも、堀河天皇はすでに死去  
しており、新帝鳥羽の外舅藤原公実が摂政を望んでいるとの風聞も  
あるのだから、たしかに白河上皇の仰せを蒙るのだ。上皇の仰せが  
ありながら、どうして（前天皇堀河の仰せを）宣命に載せようとす  
るのか。また新帝鳥羽の仰せとのかたちに改めるのも問題がある。  
こういったさまざまな事情を知らないものが論難するのであつて、  
さわめて愚かなことと藤原忠実は主張するのである。

紆余曲折を経て先掲宣命が出されたが、これがのち、准拠に難が

宣命の歴史的位置と日本古代王権(覧)

あるとされつつも、尊成親王（後鳥羽天皇）を立太子させ、踐祚さ  
せる後白河太上天皇宣命のよりどころとなつたように、<sup>(37)</sup>「嘉承例」  
が新儀であつたことを象徴する。忠実は天皇の外戚でない摂政の初  
例でもあつた。つまり上皇の仰せでない、より正確に言えば、新  
帝の地位を保証し、院政をおこなう太上天皇の仰せでない摂政の  
地位も安定しないという現実があり、それが朝野群載のような、  
太上天皇による摂政宣命を新規に生み出したのである。為房卿記の  
七月一九日条にも、摂政宣命について、「召<sub>ニ</sub>大内記<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>書<sub>ニ</sub>詔書<sub>一</sub>。  
其趣太上天皇詔云々」とある。<sup>(38)</sup>つづけて、「不<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>節会<sub>一</sub>。時人云、  
尚以<sub>ニ</sub>如在之礼<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>讓位之儀<sub>一</sub>歟云々」ともあり、殿曆での  
「難者」と同意見を藤原為房も紹介している。院政的政治構造を八  
世紀の太上天皇のありかたとは違つた局面から位置づけなければな  
らないこと、律令条文上の太上天皇・天皇の地位・身分の同等性は  
院政発生の説明とはならないこととも<sup>(39)</sup>連関する。新儀が成立し確立  
していく過程として院政を捉えなければならぬのである。白河太  
上天皇による摂政宣命は、宣命体の讓位詔で天皇がおこなつていた  
摂政任命から派生したものとして評価されねばなるまい。八世紀に  
多くみられた太上天皇宣命から生れたものではけつしてない。西宮  
記卷一五「宣命事」に「上卿奉<sub>レ</sub>勅、仰<sub>ニ</sub>内記<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>之。先上卿  
進<sub>ニ</sub>御所<sub>一</sub>奏<sub>ニ</sub>草案文<sub>一</sub>とあつた。白河太上天皇の摂政宣命におい  
ても上卿（民部卿源俊明）による差配がうかがわれ、西宮記などに  
おける宣命発布形式にのつとつていられる。朝野群載において、このよ

うなかたちでのみ太上天皇宣命が例示されることは、八世紀でのような、宣命が天皇・太上天皇・皇后(皇太后)の意志を直接的に実現させる姿が消滅したことを示すものである。宣命の主体たりえた地位から太上天皇・皇后が脱落したのである。

### おわりに

九一〇世紀頃の太上天皇と院政期の太上天皇との決定的な違いは、太上天皇と院司のみで発給可能な私文書たる院庁下文・院宣が国家機構を動かすはじめることである。家産制的な局面における太上天皇の個人意志を体现する院庁下文・院宣が、後白河院政期になると、太上天皇と直接関係のない荘園の所当官物免除や追討など国政に関する事項に下されるようになるという。ただそれが在地で機能するためには、国司庁宣や、官宣旨といった太政官系列文書を必要とし、太上天皇は「従来からの国政運営方式に介入することによって国政に関与しえた」<sup>(40)</sup>のである。また、院宣には院司の奉ずるものと藏人頭・藏人の奉ずるもの<sup>(41)</sup>があり、後者に国政や行事に関するものが多いといわれている。この考えを発展させた井原今朝男は、太上天皇による「国政参加の制度的な保証」と評価した。<sup>(42)</sup>ただし奉者と太上天皇がいれば発給できる院宣一般が国政を動かすのではなく、その中で藏人が奉ずる院宣が国政に関わる文書として認知され、段階的に太上天皇の意志が国政を領導しはじめると理解すべきであ

る。井原の枠組みもまた、太上天皇自体の姿容を前提としている。厳密にいえば、太上天皇一般が変化するのではなく、複数存在する太上天皇の中から天皇の父たる太上天皇の地位が特殊化し、その太上天皇の意志が、天皇という「機関」<sup>(43)</sup>を通して国家機構を動かすはじめるのである。

本稿では、ことさら公式令詔書と宣命とを分離して考察しようとしたため、論旨が多岐にわたり、推測を重ねた面の多いことは否めないが、太上天皇宣命の存在を軸に、宣命一般を捉えなおしたいとの意図から発したものである。本稿での考察の結果は、以下の通りである。

① 令集解諸説が、行為としての宣命の有無により詔書・勅旨を弁別したのは、公式令詔書式が宣命体であったことに起因する法解釈上の限界であり、儀式書等における宣命・詔書・勅書という区分法との歴史的な段階差は、宣命に即していえないと思われる。

② 八世紀初頭から存在した恒例儀式の宣命、任僧綱・任郡領・成選叙位・節会などの宣命事例をもとに、公式令詔書式とは別枠の宣命を見出すことができた。それをふまえて、続紀所載宣命を、第一義的には、七世紀以前から存した王権による意志の発現様式としての口頭での直接的な語りかけと評価した。公式令詔書は、唐の制書を参考とし、国家意志定立の最高様式たることを期待されて制定をみ、君主自身の自国言語による語りかけ方式が採用された。しかし宣命体を予定していた公式令詔書の任務は、早い段階に漢文体文



書によって代位され、それとあわせて勅旨も変化をきたし、漢文詔書・漢文勅書が形成された。そして詔書とは分離したかたちで、宣命は七世紀以前の歴史をふまえつつ、ただし詔書式の影響も形態上うけながら存続していったのである。

③ 君主の命令の口頭伝達自体は、世界的に普遍的の様式であろう。しかし八世紀の日本においては、前君主Ⅱ太上天皇、君主Ⅱ天皇、君主Ⅲに即きうる存在Ⅱ皇后の三者が宣命様式により意志を臣下に伝えていた。単一の君主権の未成立段階での現象であり、倭・日本王権の歴史的特質から発したものとみることができ(49)。この中で、太上天皇による直接的な語りかけ、つまり宣命は、皇后(皇太后)宣命と異なり天皇宣命に近似していたが、それは、八世紀における太上天皇権力のありかたに淵源するものであった。

④ 宣命は、恒例儀式宣命・臨時大事の宣命・外交使節への宣命などに分類可能であるが、いずれも公式令詔書と団体であるとみることができなかつた。真に詔書式にもとづく宣命体公文書の存在確認自体がむずかしいと思われるのである。

⑤ 八世紀を通じて進行した勅命伝達経路の確立過程で、宣命を発することから太上天皇が排除された。それは皇后(大後の後身)が潜在的な天皇位継承者の地位から脱落していく過程と並行的であり、皇后の宣命もみられなくなる。王権の語りかけは天皇の語りかけに、宣命に収斂したが、榊木謙周も留意したように、なお直接的な語りかけがもつ意味の大きさが支配階級の結集のために必要だった。

宣命の歴史的的位置と日本古代王権(寛)

たのである。儀式における宣命もまた、そのための重要な手段であった。儀式がほかならぬ政治であることとの関連で恒例儀式宣命も理解されねばならない。

## 注

- (1) 『本居宣長全集』第七卷(一九七一年、筑摩書房)。  
 (2) 津田左右吉「書紀の編述の経過、其の史料としての意義と価値」『津田左右吉全集』第二卷、一九六三年、岩波書店。  
 (3) 稲岡耕二「続日本紀における宣命」(新日本古典文学大系『続日本紀』二)、「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」『木簡研究』九、一九八七年。稲岡が表記史に関して、七世紀後半に画期的意義を認めるのは、柿本人麻呂歌集の略体歌・非略体歌等の分析にもとづく。稲岡『万葉表記論』(一九七六年、塙書房、特に「表記史と文学史の交渉」、「人麻呂歌集の筆録とその意義」参照。なお、文の構成、用いられる語句などの面で宣命が多くを漢文詔勅に負っているとの指摘が、小谷博泰「宣命と上代における漢籍の訓読」『木簡と宣命の国語学的研究』一九八六年、和泉書院)でなされている。  
 (4) 小谷博泰「宣命の文章と語法」『木簡と宣命の国語学的研究』前掲。  
 (5) 寛敏生「古代王権と律令国家機構の再編——藏人所成立の意義と前提——」『日本史研究』三四四、一九九一年、「中世の太上天皇について」『年報中世史研究』一七、一九九二年。  
 (6) 古記の全文は以下の通りである。「問。詔書・勅旨、若為其別。答。(A) 詔書。謂、臨時。在必作勅、今檢、可宣命之事。皆此大事。論、不可宣命之色。皆此小事。又同而何也。(B) 勅旨。謂、尋常行事」。このうち、(A) 以下が詔書について、(B) 以下が勅旨

に関するものである。詔書に関わる「在必作勅」は、勅(この場合は天皇の意志一般を指すか)を作成するにあたって、と解釈すれば「今」よりあとにつながるが、「又同而何也」は意味がとれない。

- (7) 新日本古典文学大系『続日本紀』一の補注1—10には、「続日本紀宣命の概略は以上の如くであるが、当該期に宣布された宣命は、続日本紀に載せるものがそのすべてではない。叙位・任官・僧綱任命などの日常的な儀式・政務においても宣命は宣布されたのであって、それらは、毎年くりかえされる儀式・政務などは詳しくは記述しないという続日本紀の編纂方針によって、同書に載せられなかったにすぎない」とあり、恒例行事宣命の存在を想定する。ただし跡記には問題もある。跡記の全文は以下の通りである。「問。詔与勅旨別何。答。詔大事、勅旨小事(朱貞不・明決)。乃云。詔。臨時事勅。尋常者未レ明事云々耳」のうち、前半は明快であるが、後半がわかりにくい。「詔」の脱落を想定し、「詔臨時事、勅尋常者未レ明事云々耳」と読めば、詔書を臨時のもの、勅旨を尋常のものとみなす一般的な解釈への疑問の提示と考えることもできる。直前の細字双行(朱貞)の末尾に「詔」とあるので、「臨時事」の前にあった「詔」の字が衍と理解され、書写過程で削除されたのかもしれない。ひとつの可能性として提案しておく。
- (8) 早川庄八「律令太政官制の成立」(『日本古代官僚制の研究』一九八六年、岩波書店)、日本思想大系「律令」の公式令補注1 c・e等、山尾幸久「古代天皇制の成立」(『天皇制と民衆』一九七六年、東京大学出版会)、大平聡「奈良時代の詔書と宣命」(『奈良平安時代史論集』上、一九八四年、吉川弘文館)、坂上康俊「詔書・勅旨と天皇」(『中国礼法と日本律令制』一九九二年、東方書店)、小林敏男「詔書式と宣命」(『古代天皇制の基礎的研究』一九九四年、校倉書房)など。
- (9) 史料引用は新訂増補故実叢書による。
- (10) 卷一三の宣命の項目は次のようである。
- 宣命  
上卿奉勅、仰内記令作之。奏草及清書、其類尤多、不具記。随レ時可レ尋。以中納言是忠、為親王。有宣命云々(直下中務云々)。
- (11) こういった勅命伝達様式が確定するのは、八世紀における勅命伝達経路確定の模索が藏人所成立に結実した九世紀以降のことである。寛敏生「古代王権と律令国家機構の再編」(前掲)。
- (12) 卷一五に引かれる勅文に、延長元年の賜姓源氏勅書には御画日がなく、承平元年の貞信公の上表に対する勅答には御画日があり、所司に給う勅書には御画日がなく、個人への勅答には御画日があるとの考えを載せている。よって「御画」とは御画日だろう。ただし割注では年中行事文を勘案して、詔書・勅書はともに「御画日并御可」があるのだという。
- (13) 史料引用は新訂増補故実叢書による。
- (14) 弥永貞三「朝野群載」(『日本古代の政治と史料』一九八八年、高科書店)。
- (15) 榊木謙周「宣命に関する一考察——漢文詔勅との関係を中心に——」(『日本古文学論集』4、一九八八年、吉川弘文館)。以下、榊木への言及はこれによる。
- (16) 寛敏生「律令官司制の成立と品部・雑戸制」(『日本書紀研究』第一九冊、一九九四年、塙書房)。
- (17) 公式令に存した符式准用の勅符規定の養老令における削除に関しては多くの論考があるが、さしあたって、早川庄八「律令太政官制の成立」(前掲)、鹿内浩胤「大宝令勅符の再検討」(『歴史』七五、一九九〇年)、吉川真司「勅符論」(『古代・中世の政治と文化』一九九四年、思文閣出版)参照。
- (18) 早川庄八「任僧綱儀と任僧綱告牒」(『日本古代官僚制の研究』前掲)。

- (20) 虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』(一九九二年、国書刊行会)は、日本三代実録貞観六(八六四)年二月一六日癸酉条の任僧綱宣命を引いて、弘仁玄蕃寮式の参考記事としてあげている。延喜玄蕃寮式での割注のように、宣命文それ自体は可変的であつたらうから、三代実録記事から弘仁式文を直接復原することは不可能である。ただし弘仁式にも宣命の雛形のごときものがあつたことは推定できよう。
- (21) 早川庄八「選任命・選叙令と郡領の「試練」」(『日本古代官僚制の研究』前掲)、『続日本紀』(一九九三年、岩波書店、古典講読シリーズ)。
- (22) 本朝月令の四月七日奏成選短冊事条。
- (23) 成選叙位・成選叙位宣命については、早川庄八「成選叙位をめぐって」(『日本律令制論集』下、一九九三年、吉川弘文館)参照。
- (24) 東野治之「豊旗雲と祥瑞」(『遣唐使と正倉院』一九九二年、岩波書店)。
- (25) 宣命大夫による宣命などがあり、必ずしも天皇が直接語りかけていたわけではないが、天皇のことばとして宣するのであり、「直接的な語りかけ」と評価したい。
- (26) 新羅・渤海など本国王に対する慰勞詔書とは別に、外交使節自身への天皇の詔があり、それを対蕃使詔という。対蕃使詔には漢文体と宣命体があるが、ともに口頭によるものと考えられている。中野高行「慰勞詔書に関する基礎的考察」(『古文書研究』二二三、一九八四年)、「慰勞詔書と「対蕃使詔」の関係について」(『古文書研究』二二七、一九八七年)。
- (27) 川崎庸之「大仏開眼の問題をめぐって」(『記紀万葉の世界』一九八二年、東京大学出版会)。
- (28) 倉野憲司「続日本紀宣命」(一九三六年、岩波書店)、御巫清男「宣命詳釈」(一九三六年、右文書院)、金子武雄「続日本紀宣命講」(一九四一年、白帝社)、北川和秀「続日本紀宣命 校本・総索引」(一九八二年、吉川弘文館)。
- (29) 大宝律令制定以降の官僚制整備過程における公文書制度の揺れについては、早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七、一九八五年)参照。私見では、大宝律令以前における定式化された公文書制度(公式令)の存否に関して、その前提となるべき浄御原官員令の存在に対しても疑問を感じている。寛敏生「律令官司制の成立と品部雑戸制」(前掲)。
- (30) 小林敏男「詔書式と宣命」(前掲)。
- (31) 大平聡「奈良時代の詔書と宣命」(前掲)。なお大平は、漢文詔書の存在を、宣命体詔書の具体的内容を制定した漢文勅旨が、続紀編纂時点で本来の発布形式(つまり詔書)にあわせて「詔」とされたとも理解できるといふ。
- (32) 森田悌「詔勅と奏請」(『日本古代の政治と地方』一九八八年、高松書院)、「詔書・勅旨・宣命補考」(『金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編)』三七、一九八八年)。
- (33) 喜田新六「宣命の性格について」(『中央大学文学部紀要』史学科一、一九五五年)など。
- (34) 東野治之「大宝令成立前後の公文書制度——口頭伝達との関係から——」(『律令制社会の成立と展開』一九八九年、吉川弘文館)。
- (35) 岸俊男「光明立后の史的意義——古代における皇后の地位——」(『日本古代政治史研究』一九六六年、塙書房)参照。
- (36) 橋本義彦「貴族政権の構造」(『平安貴族』一九八六年、平凡社)。
- (37) 一二世紀後半、平氏によって奉じられ西国へ赴いた安徳天皇への対抗として即位がはかられた後鳥羽天皇の踐祚、および摂政藤原基通の補任は、後白河太上天皇の詔を以て、「嘉承例」を先例としてとりおこなわれた。玉葉の寿永二(一一八三)年八月一九日条に、宣命事として、「嘉承之例頗雖相似、偏難准擬」。彼者自皇太子有「登極事」、此者即日定皇太子可「奉授帝位」。然者大上天皇詔三天、皇太子并踐祚、前主不慮脱履、撰政如旧事等々

- 可「書載」。於「院殿上」奏「清書」、可「伝」給中務「之由可「仰」外記」とある。鳥羽天皇即位のときとは前提条件が違うとしつつも、結局のところ嘉承例を典拠とする。
- (38) 為房卿記は、大日本史料第三編之九による。
- (39) 寛敏生「中世の太上天皇について」(前掲)において、律令条文の太上天皇の位置づけがけっして院政的政治構造での太上天皇権力を生みださえないことを述べた。
- (40) 中野淳之「院権力と太政官制——発給文書を中心に——」(『ヒストリア』一〇一、一九八三年)。
- (41) 藤田英孝「平安時代後期の院宣の奉者について」(『皇学館大学史料編纂所論集』一九八九年)。
- (42) 井原今朝男「中世の天皇・摂関・院」(『日本中世の国政と家政』一九九五年、校倉書房)。
- (43) 「機関」と称するのは、天皇↓藏人↓上卿↓太政官という勅命伝達経路により結合されるという機能面から、天皇を藏人と一体化させて捉えた評価である。
- (44) この点については、寛敏生「古代王権と律令国家機構の再編」(前掲)参照。
- (45) 大后(皇后)をはじめとする王族の中の女性専長のもつ権力の後退については、寛敏生「藤原宮子の大夫人号について」(『日本歴史』四二三、一九八三年)においてやや検討を加えた。
- (46) 応天門の変以降の変乱をみてみると、まず源高明が失脚した安和の変がある。栄花物語巻一「月の宴」に、「この左大臣殿に檢非違使うち囲みて、宣命読みの、しりて、みかどを傾け奉らんと構ふる罪によりて、大宰権帥になして流し遣すといふ事を読み、しる」とある。ここでは公卿・官人を集めての宣命とはいえないが、日本紀略安和二(九六九)年三月二十六日癸卯条に、源高明の出家を記したのち、「未刻、於「職曹司」有「宣命并除目・叙位」とあって、内裏での宣命読みあげがあったと考えられる。また藤原伊

周らが矢で花山太上天皇を射させた事件でも、栄花物語巻五「浦(のわかれ)には、檢非違使が伊周の邸宅を囲み、「宣命と云物読むなりけり。聞けば、太上天皇を殺し奉らむとしたる罪一つ、御門の御母后を呪はせ奉りたる罪一つ、公家よりほかのいまだ行はざる大元の法を、わたくしにかくして行はせ給へる罪により、内大臣を筑紫の帥になして流し遣す」云々とある。これに対応するものとして、小右記長徳二(九九六)年四月二四日条「召「大内記齊名朝臣「仰「配流宣命事」」「大將進「御所」、令「奏「勅符・任符等」。先奏「宣命草」(後聞。件宣命給「少納言伊頼」、於「官庁「令「宣「制之」」があり、この場合においても太政官庁での宣命読みあげが確認できる。ただし「後聞」の表現から判明するよう、このとき権中納言藤原実資は宣命儀に参加しておらず、八(九世紀)でのような、罪を問い、再発を防止するための大規模な儀式ではなかったらしい。安和の変においても、職曹司で儀式が執行されたとあり、参加者は公卿の一部に限られていたであろう。内裏の焼亡や大内裏の衰退、儀式の変容など各種要因はあるだろうが、公卿・官人全体への直接的な語りかけの意味は薄れているのではあるまいか。なお、兵範記等によるかぎりでは、一二世紀の保元の乱のときには宣命は出されなかったようである。